

仕 様 書

1 件名

情報科学部 2 年生実験用機器 441 実験室（2024）賃貸借

2 設置場所

公立大学法人広島市立大学
広島市安佐南区大塚東三丁目 4 番 1 号

3 導入機器等

別紙「機器仕様書」のとおり。（参考機器は別紙「機器一覧(参考)」のとおり。）
当該機器は、本学で確認済みで参考として提示しているが、指定するものではない。

4 機器の設置

機器の設置は、賃貸人において行い、その内容は搬入、組立て、設置、調節及び各ソフトウェアのインストール、並びにシステム上の動作確認までとし、設置後、賃借人（広島市立大学の教員又は事務局職員）の検査を受けること。

5 保守業務

- (1) 保守作業を行うに当たっては、機器の運用等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 本機器等に発生した障害は速やかに復旧すること、また、大きな障害が発生しないように、日常の予防的保守を行うこと。
- (3) 機器等に障害等が発生したとの連絡を受けた際は、原則として半日以内に対応に着手し、早急に修理または代替機と交換すること。
- (4) 故障対応の際には、賃借人（広島市立大学の教員又は事務局職員）と協議を行い、修理までの日数等について明確にすること。
- (5) その他の詳細については、機器仕様書のとおり。

6 マニュアル

- (1) 機器に付属する取扱説明書などを機器と合わせて提出すること。

7 電気工事

- (1) プロジェクタは、天井取付けとし、電源には既存機器に使用しているものを利用してもよい。既存の電源を使用できない場合は、本学と協議の上、賃貸人により電源を確保すること。

- (2) 無線 AP、PoE スイッチ、DHCP サーバなどへ電源には、既存機器に使用している電源を利用してよい。既存の電源を使用できない場合は、本学と協議の上、賃貸人により電源を確保すること。OA タップや二股コンセント等が必要な場合は、賃借人により対応すること。

8 その他特記事項

- (1) 本学は、マイクロソフト製品についての包括契約を締結しているため、マイクロソフト社製 Windows 及び Office 等の実際の導入等にあたっては、導入するソフトウェアのバージョン等を本学担当者と打ち合わせの上、導入すること。
- (2) 納入しようとする物品がネットワークに関係している場合、予定している情報ネットワークの構築方法が、本学の情報ネットワークとの接続設計を満たしていること。
- (3) 機器の撤去の際はサーバやその他重要なデータを扱うものについて、情報の漏えい防止のため、データ消去など必要な措置を講じること。
- (4) 本契約により納入する機器には、賃貸人の名前、契約件名、履行期間などを記したシールを張り付けること。機器により張り付けが難しい場合は、本学と協議すること。